

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が始まります。滝川税務署では、事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう下記のとおり説明会を開催しますので、ご案内させていただきます。

インボイス制度・軽減税率制度説明会及び登録申請相談会 開催日程一覧表

開催日時		開催場所	定員	説明会の名称	申し込み	連絡先
年月日	時 間					
R5.2.2	13:30～14:30	滝川税務署 (2階会議室)	10名	インボイス制度説明会	【事前申込】 1/27(金)まで	滝川税務署 0125-22-2191 ※電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。
	14:30～15:30		10名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)		
	15:30～16:00		10名	登録申請相談会		
R5.3.29	13:30～14:30	滝川税務署 (2階会議室)	10名	インボイス制度説明会	【事前申込】 3/22(水)まで	滝川税務署 0125-22-2191 ※電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。
	14:30～15:30		10名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)		
	15:30～16:00		10名	登録申請相談会		

※説明会の申し込みにつきましては、「連絡先」に記載しているとおり、滝川税務署に電話で直接お申込みください。